



バス関申
第10号

「契約社員(A・B)及び臨時雇用員の処遇改善等について」に関する申し入れを行う!

JR東労組は、ジェイアールバス関東会社より「契約社員(A・B)及び臨時雇用員の処遇改善等について」提案を受けました。

契約社員等の処遇改善の基本的な考えとして、社員の処遇をもとに、契約社員の種別ごとに休暇制度、賃金、福利厚生等の適用可否について定めるとされ、制度見直しにより労働条件が向上することは望ましいことです。また、本年6月1日に施行される改正労働政策総合推進法に則り、パワーハラスメント防止に対する対応により、風通しの良い職場の構築に繋げるべきです!

変化する社会情勢と労働法制に対応し、制度が活用できる環境の構築と、風通しの良い職場を創りあげよう!

〈要求項目〉

1. この時期に処遇改善等を行う目的を明らかにすること。
2. パワーハラスメントの定義や概念等の周知徹底並びに、凡例等を用いて全社員に対して理解を促し、発生の未然防止に努めること。
3. 管理者に対して、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深める教育を行うこと。
4. 職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、安全衛生委員会等にて労働者の意見を取り入れ、風通しの良い職場を構築すること。また、50人未満の事業所においても同様とすること。
5. 制度見直しにあたり、組合員が不利益を被ることや、職場が混乱することのないようにすること。

働きがいをもさらに向上していく制度を目指し、団体交渉を行います!

